



会員各位

平成 26 年 2 月 20 日に行政書士記念日として、会員、市民の皆様向けに日本銀行鹿児島支店支 店長 中田勝紀氏、並びにパナソニック大学教授・弁護士 二宮正人先生を講師にお招きして、無料講演会を開催致しました。会員、一般の方々、多数の聴講をいただき盛大の内に終了致しましたので、ご報告いたします。

平成 26 年 2 月 21 日 金曜日 南日本新聞掲載記事と講演会の様子です。



ブラジル家族法  
記念講演で学ぶ  
鹿児島県行政書士会  
行政書士記念日の22  
日に合わせ、鹿児島県  
行政書士会（鎌田敬会  
長）は20日、鹿児島市  
のホテルで記念講演会

**南日本新聞**  
2月21日(金)  
旧暦1月22日 仏滅

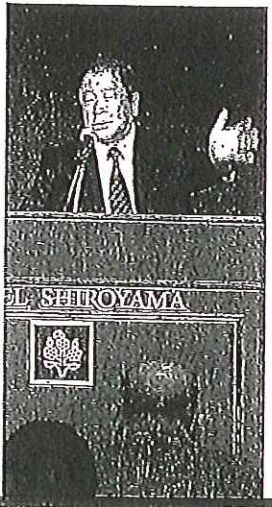
発行所：(郵便番号890-8603)  
鹿児島市与次郎1丁目9番33号  
南日本新聞社

を聞いた。昨年のブラジル県人会創立100周年にちなみ、サンパウロ大学法学部教授で同国弁護士の二宮正人さん(65)が現地の家族法などについて解説した。写真。

会員や移住家族関係者ら約50人が出席。二宮さんは、ブラジルでは本人死亡後2カ月以内に遺産相続手続きを裁判所で開始しなければならぬことなど相

続や結婚・離婚の法制度を説明した。

父方の祖母が志布志出身で県人会との交流もあるという二宮さんは「鹿児島県人と子弟は教育熱心で、ブラジル社会のあらゆる部門で頭角を現している。県費留学生はブラジルと鹿児島のつながりを強化する重要な制度。ぜひ続けて」と話した。



戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。